

〔論 文〕

アメリカにおける会社分割の税務

—非課税の分割的組織変更

鈴木 孝 一

はじめに

会社分割 (corporate divisions) とは1つの法人に対する株主の投資を2つ以上の法人の投資に分けることである (Block [2001] p. 415)。その基本的な形態はスピノフ (Spin-off), スプリットオフ (Split-off) 及びスプリットアップ (Split-up) の3つである。いずれの形態を採用する場合も, その取引が内国歳入法 335 条 (Internal Revenue Code Section 355, 以下§355 のように略記する。) の要件を満たす限り, 株式の分配を受ける株主も, また, 株式を分配する法人も課税されないので, 課税関係に違いはない。しかし, その分配が§355 の要件を満たさないときは, この3つの形態のいずれを取るかによって, 課税関係は次のように著しく異なる (Bittker & Eustice [2000] pp. 11-6 ~ 11-7 及び pp. 11-93 ~ 11-97 を参考にした。)

1. スピノフ

スピノフは, ある法人による子会社株式の持分に応じた比例的な分配である。その子会社は既存の子会社か新設の子会社かを問わない。§355 の要件を満たさなければ, スピノフは, 法人の留保利益 (earnings & profits) を限度に配当として株主に課税される (§301 (a), §301 (c)(1))。また, 分配額が留保利益の額を超える場合には, その超過額のうち, まず株式の税務基礎価

額の金額を減額し (§301 (c) (2)), 残りの金額を株式の交換による利得とする (§301 (c) (3))。

分配会社は、分配について利得を認識する (§311 (b) (1))。

2. スプリットオフ

スプリットオフは、分配親会社の株主が子会社の株式との交換に親会社の株式の一部を提供することを除いては、スピノフと同じである。§355 の要件を満たさない場合には、スプリットオフは、株式償還となり、配当 (§302 (d)) 又は株式の売却 (§302 (a), §302 (b)) として株主に課税される。

分配会社は、分配について利得を認識する (§311 (b) (1))。

3. スプリットアップ

スプリットアップでは、親会社がその所有する 2 以上の既存又は新設の子会社株式を完全清算で分配する。§355 の要件を満たさなければ、スプリットアップは、完全清算として株主に課税される (§331 (a) (1))。株主は、清算分配の価値が親会社の修正税務基礎価額を上回るか、それとも下回るかにより、キャピタルゲイン・ロスと認識する (§1001 (a))。

分配会社は、分配について利得・損失を認識する (§336 (a))。他の形態と異なり、完全清算の場合は、利得のみでなく損失も認識できる。

この課税取引による会社分割は§355 の要件を満たすと非課税の会社分割となる。非課税の会社分割とは 1 つの法人を 2 以上の法人に分割し、§355 の非課税要件を満たす分配で、分割前の法人の株主又は証券保有者に、分割した子会社の株式または証券を分配する取引をいう (Block [2001] p. 416)⁽¹⁾。

本稿は、これらの形態の会社分割が§355 の要件を満たした場合に、分配会社とその株主の課税関係がどのようになるかを論述する。§355 の要件を満たせば、原則として子会社の株式を分配する会社もその分配を受ける株主も課税されない。しかし、子会社の株式又は証券のほかに、その他の資産 (交換差金) が分配されると、分配会社とその株主の双方に課税される。また、§355 の要件を満たす場合でも、株主には課税されないが、分配会社には課税される場合がある。

一般に、組織変更 (reorganization) とは、§368 (a) の要件を満たす取引をいう。また、分割的組織変更 (divisive reorganization) とは、§368 (a) の要件と§355の要件の双方を満たす取引(典型的には分割的タイプD組織変更)をいう (Block [2001] p. 416)。しかし、本稿では§355 取引と分割的タイプD組織変更を総称して分割的組織変更という。これと対比される組織変更は取得組織変更 (acquisitive reorganizations) である (取得組織変更の形態と当事者の課税関係については鈴木 [2003] を参照のこと)。

なお、本稿で使用する記号の意味は、次のとおりである。

T : 分配会社 (S 株式を分配する親会社)

S : 被支配会社 (T の株主にその株式が分配される T の子会社)

1. 分割的タイプD組織変更の非課税要件

§355 取引は、必ずしも§368(a)に規定する組織変更の一部である必要はない。Tがスピノフで既存の子会社Sの株式を分配する場合には、その取引には§355の適用があるのみである。しかし、Tが子会社Sを新設してSにT資産の一部を譲渡し、次いでS株式をスピノフで分配する場合には、その取引は全体としてみれば§368 (a) (1) (D) の分割的タイプD組織変更となる。

この違いは、分割的タイプD組織変更には、必ずT資産のSへの譲渡を伴うということである。T資産の既存の子会社Sへの譲渡を伴わないスピノフは、§355の分配とはなり得ても、分割的タイプD組織変更とはならないのである (Abrams & Doernberg [2002] P. 264 fn. 106)。

多くの場合、S株式の分配は分割的タイプD組織変更であると同時に、§355の分配でもある。分割的 (divisive) タイプD組織変更とは、取得的 (acquisitive) タイプD組織変更と対比されるタイプD組織変更の一形態である。

§368 (a) (1) (D) のタイプD組織変更とは、Tの資産の全部又は一部をSに譲渡し、T又はその株主ないしはその両者がSを支配する取引をいう。さらに、

この取引でTが取得したS株式は、§354 (T株主が非課税となる組織変更)、§355 (T株主が非課税となる会社分割)、§356 (T株主が非課税となる組織変更又は会社分割における交換差金の取り扱い) の要件を満たす取引で分配されなければならない (§368 (a) (1) (D))。ここでいう支配とは、Sの議決権株式の議決権総数の50%以上、又はSのすべての種類の価値総額の50%以上を所有することをいう (§304 (c))。

このタイプD組織変更において、Tがその資産の全部をSに譲渡し、その対価として受け取ったS株式をT株主に§354に基づいて分配し、Tは清算する取引が取得のタイプD組織変更である²⁾。取引後に、Tは消滅し、Sのみが存続する。

他方、分割的タイプD組織変更は、Tの資産の一部をSに譲渡し、Tは対価として受け取ったS株式をT株主に§355に基づいて分配する取引をいう。取引後において、TとSの両社が存続する。

このように、S株式の分配要件としては、取得のタイプD組織変更にあつては§354 (a) が、また、分割的タイプD組織変更においては§355 (a) が適用される。分割的タイプD組織変更には§355の分配要件を課してその他の非課税組織変更 (取得の組織変更 筆者注) の規定よりも非課税要件を厳しくしたの、それが濫用される可能性 (abuse possibilities) に備えるためである (Block [2001] pp. 433-434)。

2. §355の非課税要件

§355の基礎となっている前提は、事業の所有者が事業形態を単に変更しただけで、その事業を継続して行っている場合に非課税の取扱いを受けることができるというものである (Burke [2003] pp. 292-293)。

子会社Sの株式又は証券の分配は、この論理を具現した制定法上の要件と判例法上の要件をともに満たす場合にのみ§355の非課税の取扱いの適用があ

る。

1) 制定法上の要件

制定法上の要件には次のものがある(各要件の詳細については、鈴木[1993] pp. 93-97 参照のこと)。

① 支配要件

Tは、分配直前においてSを支配していなければならない (§355(a)(1)(A))。ここに支配とは、Sの議決権株式総数の80%以上で、かつ、その他の株式総数の80%以上を所有することをいう (§355(a)(1)(D)(ii), §368(c))⁽³⁾。

② 分配要件

Tは、分配直前に所有していたSの株式及び証券の全部を分配する (§355(a)(1)(D)(i))。または、Sの議決権株式総数の80%以上で、かつ、その他の株式総数の80%以上を分配し、留保したSの株式(又は証券)が、連邦所得税の回避を主な目的とする計画によるものでないことを財務長官が納得する (§355(a)(1)(D)(ii))。

③ 活発な事業活動要件

TとSの双方(または、Tが持株会社であるときは、それぞれの子会社S)が分配直後に活発な事業活動に従事する (§355(a)(1)(C), §355(b)(1)(A))。この活発な事業活動要件は、分配前の5年間においても満たされなければならない (§355(b)(2)(B))。

④ 仮装禁止要件

分配が、主として留保利益の分配を仮装するもの (divise) であってはならない (§355(b)(1)(B))。

2) 判例法上の要件

判例法上の要件としては次のものがある(各要件の詳細については、鈴木[1993] pp. 97-100 参照のこと)。

1. 事業目的要件

事業目的要件は、非課税の取扱いを、事業の必要性から生じた組織形態の

再編 (readjustments) に伴う分配に限定しようとするものである (Income Tax Regulations Section 1.355-2 (b) (1), 以下§1.355-2 (b) (1) のように略記する)。この事業目的は、株主の事業目的ではなく、法人の事業目的でなければならない。法人の事業目的とは、T と S の真実かつ実質的な連邦所得税以外の目的をいう (§1.355-2 (b) (2))。

2. 持分の継続性要件

§355 の取引前に、直接又は間接に会社を所有していた者は、合計で、分配後の変更された法人形態におけるそれぞれの持分の継続性を維持するに必要な株式を所有しなければならない (§1.355-2 (c) (1))。この場合、50 % 以上の株式を所有すれば、持分の継続性要件は満たされる (Burke [2003] p. 308, §1.355-2 (c) (2) example (2))。

3. 株主の課税

1) 交換差金の受領

§355 の他の要件が満たされる限り、株主又は証券保有者は、S の株式又は証券を受け取っても利得・損失を認識しない (§355 (a) (1))。S の株式又は証券以外の他の資産 (other property), すなわち交換差金 (boot) が分配される場合には、§356 の規定の適用がある (§355 (a) (4) (A), なお§356 の規定の内容については 2) に後述する。)。§356 が適用される交換差金には次のものが含まれる。

- (1) 金銭その他の資産 (§356 (a) (1), §356 (b))
- (2) 証券の額面超過額 (交換で受け取った証券の額面が、提供した証券の額面を超過する額) の時価、ないしは提供した証券がない場合には、受け取った証券の時価 (§355 (a) (3) (A))
- (3) 分配前 5 年以内に課税取引で取得した S 株式 (§355 (a) (3) (B))
- (4) 非適格な優先株式 (nonqualified preferred stock 以下 NQPS と略称する。) 以外の株式について受け取った NQPS (§355 (a) (3) (D)) (NQPS の定義に

については、鈴木 [2000b] pp. 76-78 参照のこと)。

このうち、(3) の特別規定の意図は、T が非課税のスピンオフの準備行為として、余剰資金をS株式に追加投資することを阻止することにある。たとえば、T がS株式の85%を5年以上所有しており、S株式をスピンオフする6か月前に残り15%を取得する場合には、最近購入した15%が分配時の交換差金となる (Burke [2003] p. 311, §1.355-2 (g) (2) example 参照)⁽⁴⁾。

また、(4) に掲げるように、§355 取引で分配されたNQPS (§351 (g) (2) で定義されている。) は、他のNQPSとの交換で受け取らない限り交換差金となる (§355 (a) (3) (D)), §356 (e) (i))。したがって、普通株式または適格な優先株式をNQPSとの交換で提供した株主は、NQPSの市場価額を限度に、交換差金を受け取ったものとみなされる (Burke [2003] pp. 311-312)。しかし、NQPSを他のNQPSと交換する場合には、当該NQPSは非課税で受け取ることのできる株式として扱われる (§355 (a) (3) (D) 参照)。そのため、当該NQPSは、§356を適用する際にも交換差金とはならず株式としての扱いを受ける (§356 (e) (2))。

なお、分割的タイプD組織変更に該当する場合は、§354 (取得組織変更における株主の非課税規定) の適用がないので (§354 (b)), Tの株主は上記§355 (a) (1) の各要件を満たさない限り、S株式の交換 (スプリットオフ、スプリットアップ) 及び分配 (スピンオフ) について非課税の取扱いを受けることはできない (§355 (a) (2))。

2) 交換差金に係る利得の性質

(1) スプリットオフ、スプリットアップ

株主がSの株式ないし証券との交換でその所有するT株式を交換するスプリットオフとスプリットアップによる交換取引の場合には、交換で受け取った交換差金に§356 (a) が適用される。§356 (a) (1) によれば、受け取った交換差金を限度に実現した利得が認識される。

この交換が、配当の効果を有するときは (§318 の株式のみなし所有ルールを

適用して決定する。)、留保利益に対する株主の持分までの金額を配当として扱い、それを超える金額をキャピタルゲインとして扱う (§356 (a) (2))。この交換が配当の効果をもたないときは、交換差金はキャピタルゲインになる (Block [2001] p. 435)。

なお、交換差金に係る損失の認識はできない (§356 (c))。

(2) スピンオフ

株主がT株式を提供しないスピンオフによる分配取引の場合には、交換差金の受け取りは、§301の適用がある資産の分配として扱われる (§356 (b))。この場合には、上記の§356 (a)とは異なり、交換差金の全額が、留保利益を限度に配当として扱われる。実現した利得の金額や留保利益に対する株主の持分割合は問題にならない (Burke [2003] pp. 312-313)。

3) 受け取った株式又は証券の税務基礎価額

(1) スプリットオフ、スプリットアップ

スプリットオフとスプリットアップの場合は、株主又は証券保有者による株式又は証券の交換を伴う。この場合に受け取った株式又は証券の税務基礎価額は次のようになる (§358 (a) (1))。

提供した株式又は証券の税務基礎価額－受け取った交換差金の額＋配当の額及び交換により認識した利得の額

また、交換差金の税務基礎価額は時価である (§358 (a) (2))。

(2) スピンオフ

スピンオフの場合は、その取引を交換と擬制して、提供せずに所有しているTの株式及び証券をいったん提供し、交換で再度受け取ったものとみなす (§358 (c))。

すなわち、(1)と(2)いずれの場合も、従来の株式又は証券の税務基礎価額が、受け取った株式又は証券と提供せずに残った株式又は証券に、分配時におけるそれぞれの時価の割合で按分される (§358 (b)) (計算方法については§1.358-2 (c) example 4 参照のこと)。

4. 分配会社（T）の課税

1) 原則

§355 の要件を満たす取引で、S の株式又は証券（これらを適格資産という。§355 (c) (2) (B)）を分配する T は、その分配について利得・損失を認識しない (§355 (c) (1))。§355 の分配が、§368 (a) (1) (D) の分割的タイプ D 組織変更の一環として行われるときは §355 (c) ではなく §361 (c) が適用される。§355 (c) と §361 (c) のどちらが適用されようと、結果はほとんど同じである (Burke [2003] p. 314)。また、法人の分配に適用がある §311 (非清算分配) と §336 (a) (清算分配) の規定は §355 の分配及びタイプ D 組織変更には適用がない (§355 (c) (3), §361 (c) (4))。

2) 含み益のある資産の分配についての課税

(1) §355 の分配

§355 (c) により、T が非課税の扱いを受けるのは、適格資産をその株主に分配する場合である。適格資産は S の株式又は証券に限定される (§355 (c) (2) (B))。そのため、分配された証券の一部又は全部がたとえ §356 (d) の交換差金となって T 株主に課税される場合でも、分配会社である T は利得を認識しない (Burke [2003] p. 314)。他方、5 年以内に課税取引で取得した S 株式は、適格資産に該当しないので T に課税される (§355(a)(3)(B), Burke [2003] pp.314-315)。

また、S の株式又は証券以外の含み益のある資産 (appreciated property) が、§355 取引で分配される場合には、T はその資産の分配について利得を認識しなければならない (§355 (c) (2) (A))。

なお、この §355 (c) の規定は、§355 の分配形態 (スピンオフ、スプリットオフ、スプリットアップ) のいかにかわらず適用がある (Bittker & Eustice [2000] P. 11-69)。

(2) 分割的タイプ D 組織変更における分配

§355 取引が前段階としてタイプ D 組織変更を含む場合には (たとえば、T が

まずその資産を新設の子会社 S に譲渡して、取得した S 株式をスピノフする。), T は §361 (c) の適用を受ける。すなわち、T は適格資産以外の含み益のある資産の分配について利得を認識する (§361 (c) (2) (A))。この場合の適格資産とは、S の株式または債務証券 (obligations) をいうので、S の株式取得権 (warrant) や証券に該当しない債務証券 (nonsecurity debt obligations) も含まれる (Burke [2003]. p315, §361 (c) (2) (B))。そのため、この定義は、適格資産を S の株式又は証券のみに限定する上記 §355 (c) (2) (B) の定義よりその範囲が広いといえる (Bittker & Eustice [2000] P. 11-69 参照)⁽⁵⁾。

なお、§361 (c) の規定は、上記 §355 (c) と同じく、タイプ D 組織変更がスピノフ、スプリットオフ、スプリットアップのいずれ形態をとるかにかわらず適用される (Bittker & Eustice [2000] P. 11-69)。

5. 分配前 5 年以内に購入した株式の分配と T の課税 (§355 (d))

T は S の株式又は証券の非適格な分配について利得・損失を認識する (§355 (d) (1))。非適格な分配とは、分配直後において、ある者が T 又は S の非適格な株式を所有しており、かつ、その非適格な株式が T 又は S の持分 (議決権総数または価値総額) の 50 % 以上を構成することとなる分配をいう (§355 (d) (2), §355 (d) (4))。また、非適格な株式とは、

(i) 分配前 5 年以内に購入により取得した T 又は S の株式か、(ii) T の非適格な株式について分配を受けた S 株式をいう (§355 (d) (3)) (§355 (d) の要件については鈴木 [1993] pp. 100-104 参照のこと)。

§355 (d) が適用されると、T は S 株式を売却したものとみなして利得を認識するが、T の株主には課税されない。S は T が認識した利得を S の資産の税務基礎額に加算することはできない。そのため、S が当該資産を将来売却した時に、法人段階で再度課税される (Burke [2003] p. 318)。

設例1 §355(d)が適用される事例

AはT株式を5年以上所有している。Tには既存の子会社S1とS2があり、それぞれTの価値の半分づつを構成している。2004年1月1日に、BはAが所有するT株式の50%を購入し、2年後に、TはBが所有するT株式との交換にS1株式の全部をBに分配する。分配直後AとBはそれぞれTとS1の100%を所有する。Bは非適格資産であるT株式との交換にS1株式を受け取るため、S1株式もまたBにとっては非適格資産となる(355(d)(3)(B)(ii))。そのためTは§355(d)により、時価でS1株式を売却したものとみなして、S1株式の分配について利得を認識する。TがS1株式をBではなくAに分配したとしても結果は同一である。なぜならBは、分配直後にT株式の50%以上に相当する非適格資産を所有することになるからである。仮にBがT株式を5年以上所有していたとするなら、分配会社Tの課税を律する法令は§355(d)ではなく§355(c)(Tが非課税となる会社分割)である(Burke [2003] pp.318-319 example 6)。

なお、§355(d)は、(i)非適格者(disqualified person)がT又はSの直接・間接の所有割合を増加し、かつ、(ii)S株式が購入価額ベースになる場合のみ適用がある(鈴木 [1993] p.104 参照)。そのため、次の設例では§355(d)は適用されない。

設例2 §355(d)が適用されない事例

個人AはT株式の60%を購入する。TはS1株式の全部を所有しており、S1はS2の全部の株式を所有している。AがT株式を購入して5年以内に、S1はS2をTに分配する。§355(d)(8)(B)のみなし購入ルールによれば、AはTの60%を取得した日に、S1とS2の60%を購入したとみなされる。この取引は上記2つの要件が満たされているので、§355(d)の適用はない。非適格者の分配前後におけるS1とS2に対する直接・間接の持分は増加しておらず、A(非適格者)はS1とS2のそれぞれ60%を間接的に所有している。また、S2株式のTにおける税務基礎価額は、購入価額ベース(purchased basis)ではない。なぜならS1とS2株式が購入したのものとして扱われるのは、§355(d)

(8)(B)のみなし購入ルールを適用する場合に限られるからである (§1.355-6 (b) (3) (iv) example (1))。それゆえ、S 1がS 2株式をTに分配しても§355 (d)の課税はない。しかし、TがS 2株式の全部をさらにAに分配する場合には、(S 2株式の税務基礎価額は時価ベースになる。筆者注) TはS 2株式を時価でAに売却したものとみなされ、その分配に課税される (§1.355-6 (b) (3) (iv) example (3)) (Burke [2003] pp. 321-322 example 8)。

6. 分配後の組織変更とTの課税 (§355 (e))

分配時に現存する計画又は一連の取引に基づいて、1人以上の者(P)が、直接又は間接にT株式又はS株式の持分(議決権総数又は価値総額)の50%以上を取得する場合には、TはS株式の§355による分配について利得を認識する (§355 (e) (2) (A), §355 (e) (4) (A))。Pが分配日の2年前からの4年間、T又はSの50%以上の持分を所有している場合には、分配と取得が1つの計画に基づくものでないことを立証しない限り、当該取得は1つの計画に基づくものであるとみなされる (§355 (e) (2) (B)) (各要件の詳細については鈴木 [1999] p. 113 参照のこと)。

すなわち、T又はSの支配が、計画的に、又は関連づけて取得される場合に§355 (e)の適用があるので、この規定の適用を回避するには、Tの従前の株主は、(T又はSの取得後においても、筆者注) T及びSの両方の50%以上の支配を保持しなければならない (Bittker & Eustice [2000] p. 11-78)。

TとSのどちらが取得される場合でも、§355 (e)による課税を受けるのはTだけである。また、Tが認識する利得の金額は、Tが分配時にS株式を時価で売却した場合に認識すべき金額である。この利得の認識によってT又はSの株式ないし資産の税務基礎価額を引き上げることはできない (鈴木 [1999] p. 113 参照)。§355 (d)と§355 (e)の双方の適用がある場合は、§355 (d)が優先して適用される (§355 (e) (2) (D))。

アメリカにおける会社分割の税務

暫定内国歳入法施行規則（Temporal Income Tax Regulations, 以下 Temp. Reg. と略記する。）によれば、分配と取得が1つの計画に基づくものであるかどうかは、あらゆる事実と状況を考慮して決定する（Temp. Reg. §1.355-7T (b)(1)）。

分配と取得が、一つの計画に基づいて行われたどうかを判定するに際して、その計画があったと認められる要因（Temp. Reg. 1.355-7T (b)(3)）と計画がなかったと認められる要因（Temp. Reg. 1.355-7T (b)(4)）をそれぞれ列挙すれば以下のようになる（類型欄の番号は暫定内国歳入法施行規則の条項に対応している）。

類 型	計画があったと認められる要因
(i) 分配後の取得 (公募を除く)	分配前2年間に、取得又は類似の取得 (similar acquisition) ⁽⁶⁾ に関して合意 (agreement), 同意 (understanding), 取り決め (arrangement), ないしは重要な交渉 (substantial negotiations) があった。
(ii) 分配後の取得 (公募を含む)	分配前2年間に、T又はSが取得等に関して投資銀行と協議した。
(iii) 分配前の取得 (公募を除く)	取得前2年間に、T又はSが分配に関して取得会社（以下Pという。）と協議した。
(iv) 分配前の取得 (公募を含む)	取得前2年間に、T又はSが分配に関して投資銀行と協議した。
(v) 分配前後の取得	分配が取得等を促進する事業目的のために行われた。
類 型	計画がなかったと認められる要因
(i) 分配後の取得 (公募を含む)	分配前2年間に、T又はSが取得等に関して投資銀行と協議しなかった。
(ii) 分配後の取得	分配後に発生した市場又は事業状況の識別可能な予期せざる変化があった。その変化のために取得することとなったが、分配時には予測できなかった。
(iii) 分配前の取得 (公募を除く)	取得前2年間に、T又はSが分配に関してPと協議しなかった。
(iv) 分配前の取得	取得後に発生した市場又は事業状況の識別可能な予期せざる変化があった。その変化のために分配することとなったが、取得時には予測できなかった。
(v) 分配前後の取得	分配が、取得等を促進する事業目的以外の事業目的 (§1.355-2 (b) に定める事業目的) のために行われた。
(vi) 分配前後の取得	分配が、取得等の有無にかかわらず、ほとんど同時に同様の形態で行われるはずであった。

さらに、暫定内国歳入法施行規則は、下記に記述する状況が、分配と取得の間に認められる時は、それらの取引は1つの計画に基づくものではないと規定している。これをセーフ・ハーバー・ルール (Safe Harbor Rule) という。

セーフ・ハーバー・ルールは全部で7つあるが、最初の4つは「取引」にかかるもの、残りの3つは株式の「取得」にかかるものである (Willens [2002] p.14)。ここでは、適用例の多いと考えられる前者の基本的なセーフ・ハーバー・ルール (Rizzi [2002] p.23) のみを掲げる (Temp. Reg. §1.355-7T (d) (1) ~ (4)) (類型欄の番号は、暫定内国歳入法施行規則の条項に定めるセーフ・ハーバーの番号に対応している)⁷⁾。

《基本的なセーフ・ハーバー・ルール》

類 型	内 容
I. 分配後の取得	(i) 分配は、売却会社 (T又はS) の取得を促進する目的以外の法人の事業目的 (§1.355-2 (b) に定める事業目的) によって行われた。そして、 (ii) 取得は、分配後6か月経過してから行われ、かつ、分配前1年から分配後6か月までの間に (以下この期間をセーフ・ハーバー期間という。), 取得等に関して合意、同意、取り決め、ないしは重要な交渉がなかった。
II. 分配後の取得	(A) 分配は、取得等を促進する事業目的によって行われたものでない。 (B) 取得は分配後6か月経過してから行われており、かつ、セーフ・ハーバー期間内に、取得等に関して合意、同意、取り決め、ないしは重要な交渉がなかった。そして、 (C) 売却会社 (T又はS) の株式の25%以上が、セーフ・ハーバー期間内に取得されなかったか、ないしは取得に関して合意、同意、取り決め、重要な交渉の対象とされなかった。
III. 分配後の取得	分配時に取得等に関して合意、同意、取り決め、ないしは重要な交渉がなく、かつ、分配後1年以内にも取得等に関して合意、同意、取り決め、ないしは重要な交渉がなかった。
IV. 取得後の分配	分配が、取得後2年経過してから行われ、かつ、取得時又は取得後6か月以内に、分配に関して合意、同意、取り決め、ないしは重要な交渉がなかった。

設例3 §355 (e) が適用される事例

TはS株式の全部を5年以上所有している。TはPとの間で両社の合併 (§368 (a) (1) (A)) に関して交渉に入った。PはSを取得したくない。この合併を促進するために、Tはその株主にS株式を持分に応じて分配することに同意した。分配前にTとPは合併契約を締結した。合併契約を締結してから1か月後に、TはS株式を持分割合に応じて分配した。分配の翌日にTとPは合併した。合併によりT株主はP株式の50%未満を所有した。

この取引に§355 (d) の適用はない。なぜなら、取得が、課税取引の購入ではなく非課税の組織変更で行われたからである (Burke [2003] p. 323 参照)。しかし、取得と分割を切り離すことができなければ、§355 (e) の適用がある (このような状況では1つの計画とみなされる。) (§1.355-7T (j) example 1, Burke [2003] p. 325)。

合併契約が分配前に成立した事実は、1つの計画が存在するかどうかを決定するに際して相当の重みを持つ (§1.355-7T (b) (3) (i))。それゆえ、Tは§355 (e) により、S株式の分配をS株式の売却とみなされて課税される。Pがその50%未満の株式との交換に、TではなくSを取得した場合でも、TはS株式の含み益に課税される⁽⁶⁾。いずれの場合もその分配が§355の他の要件を満たす限り、株主段階での課税はない (Burke [2003] pp. 325-326)。

おわりに

§355の要件を満たす分配で、Tの株主は、Sの株式又は証券を受け取っても利得・損失を認識しない (§355 (a))。Tの株主が、この非課税で受け取ることのできるSの株式又は証券のほかに、その他の資産又は金銭を受け取ると、当該資産は交換差金となって利得を認識する (§§356 (a), (b))。しかし、損失は認識しない (§356 (c))。

また、Tは、Sの株式又は証券の分配については利得・損失を認識しない

(§355 (c)(1))。しかし、これらの適格資産以外の含み益のある資産（すなわち、交換差金）の分配については利得を認識する（§355 (c) (2)）。

さらに、ある者が、Tの株式を分配前5年以内に購入により取得して、その後TからS株式の分配を受ける場合には、分配直後において当該株主が所有するSの持分（議決権総数又は価値総額）が50%以上になると、Tはその分配について利得を認識する（§355 (d)）。しかし、株主に課税されることはない。

最後に、S株式の分配と、ある者によるT株式又はS株式の取得が1つの計画に基づいて行われる場合で、その者がT又はSの持分（議決権総額又は価値総額）の50%以上を取得する場合には、TはS株式の分配について利得を認識する（§355 (e)）。しかし、株主に課税されることはない。

§355の規定がかくも複雑になったのは、1) 株主段階で配当所得がキャピタルゲインに転換されることを防止する。2) 会社段階での含み益のある資産の分配に対する課税を徹底する。という2つの目的を同時に達成しようとしたためである（Block [2001] p. 419）。しかし、2003年改正税法（the Jobs and Growth Tax Reconciliation Act of 2003）で、個人株主に対するキャピタルゲインと配当所得の税率がともに15%に引き下げられて同率となったことから（鈴木 [2003] p.160 参照）、今後は、§355の規制の重点は前者より後者の目的に移行すると予想される。

注

- (1) 親会社の資産を新設の子会社へ譲渡する取引も、§351の要件を満たせば非課税となる。この取引も非課税の会社分割の一形態といえるが、親会社の株主への子会社株式の分配が要求されていないので、本稿で定義する会社分割の取引からは除く。
- (2) §354 (b) はTの完全清算を要求していないが、Tの資産を全部分配する要件は、それと同じ効果をもたらす（Bittker & Eustice [2000] p. 12-113）。
- (3) 分割的タイプD組織変更の場合には、分配直後においてTの株主は、Sの持分（総議決権数又は価値総額）の50%以上を所有していなければならない（§368 (a) (2) (H) (ii), §304 (c)）。

アメリカにおける会社分割の税務

- (4) TがS株式の75%以上を5年以上所有しており、分配日の6か月前に残り25%のS株式を購入してスピノフした場合、この取引は§355と§356のいずれも適用されない (§1.355-2 (g)(2) example)。ただし、Tが分配前の5年以内に課税取引でTの支配を取得する場合には、その取引は§355の要件を満たさないからである (§355 (b)(2)(D))。換言すれば、5年以内に購入する株式の割合は20%を超えてはならない (Block [2001] p. 435)。
- (5) 1998年1月に公表された内国歳入法施行規則により、新株取得権は額面のない証券として取り扱われることになった (§1.355- (c)(1))。そのため、新株取得権は§355の分配と分割的タイプD組織変更のいずれにおいても適格資産となる (Bittker & Eustice [2000] P. 11-69 fn. 277)。しかし、証券以外の債務証券は、§355の分配においては、依然として交換差金になる (Bittker & Eustice [2000] p. 11-71 fn. 286)。なお、内国歳入法施行規則における新株取得権の取扱いについては、鈴木 [2000a] を参照のこと。
- (6) 類似の取得とは、実際に発生した取得と類似しているその他の潜在的な取得計画のことをいう (§1.355-7 (T) (h) (8) 参照)。以下、この項において、取得又は類似の取得の両方を取得等という。
- (7) ちなみに、他の3つのセーフ・ハーバー・ルールでは、下記に掲げる株式の取得は同一計画に基づくものではないとしている (§1.355-7 (T) (d) (5) ~ (7))。
- (I) 支配株主 (経営に積極的に参加する5%株主)、10%株主、証券引受会社、T又はS、
なしはそれらの関連会社以外の一般株主の間で売買される公開株式 (セーフ・ハーバーV)
 - (II) 役務提供により取得した株式 (セーフ・ハーバーVI)
 - (III) 適格な退職年金制度により取得した株式 (セーフ・ハーバーVII)
- (8) §355(e)による課税は、取引の実体を考慮することなく、必ずS株式が非適格資産となる場所に問題があるという指摘がある (渡辺 [2001] p. 197)。

【引用文献】

- Howard E. Abrams and Richard L. Doernberg [2002] : Federal Corporate Taxation, 5th Edition, Foundation Press.
- Boris I. Bittker and James S. Eustice [2000] : Federal Income Taxation of Corporations and Shareholders, 7th Edition, Warren Gorham & Lamont.
- Cheryl D. Block [2001] : Corporate Taxation, Examples and Explanations, 2nd Edition, Aspen Law & Business.
- Karen C. Burke [2003] : Federal Income Taxation of Corporations and Shareholders, 5th Edition, West Group.

Robert A. Rizzi [2002]:New Section 355 (e) Regulations:A Renewed Focus on Negotiations, Journal of Corporate Taxation, July/August, pp. 18-25.

Robert Willens [2002] : IRS Revises the ‘Plan’ Concept in the 355 (e) Temp. Regs. to Infuse More Practicality, Journal of Taxation, July, pp. 6-19.

鈴木孝一 [1993]:「アメリカの非課税の企業分割」河合秀敏編著『国際会計と国際監査』同文館出版, pp. 91-110。

－ [1999] :「米国における企業分割の最近の税務上の規制措置」愛知経営論集（愛知大学経営学会）第 139 号, pp. 111-127。

－ [2000a]:「米国の非課税組織変更におけるワラントの税務上の取扱い」経営総合科学（愛知大学経営総合科学研究所）第 74 号, pp. 143-155。

－ [2000b]:「米国の非課税組織変更における優先株式の税務上の取扱い」愛知経営論集 第 141 号, pp. 75-86。

－ [2003]:「アメリカにおけるM&A（合併・買収）の税務－非課税の取得組織変更」河合秀敏・盛田良久編著『21世紀の会計と監査』同文館出版, pp. 144-160。

渡辺徹也 [2001]:「企業組織再編税制に関する濫用とその規制－分割税制における法人課税を中心に」税法学（日本税法学会）第 545 号, pp. 171-226。